

清代台湾における「番割」と「通事」の交錯

—道光6年黄斗乃の閩粵械闘再考—

林 淑 美

はじめに

これまで筆者は、清代台湾の西部平地に移住・居住した漢人と、東部山岳地帯に住む生番との間に、主要な活動の場を求めた「番割」について、若干の論攷を発表してきた。そこでは番割の活動の実態を詳細に描出して、不明な部分が多かった番割の実像を提示するとともに、道光6年(1826)および同12年(1832)の閩粵械闘を事例として、そこに登場する番割が漢人ばかりでなく、漢人・生番間、漢人・熟番間の「土生仔(混血児)」の場合も見られ、番割が漢人を中核としながらも、漢人・熟番・生番の交界地帯を背景とした多様な様態が看取されることを指摘した。また漢人であっても空間的な越境のみならず、ヘアスタイル・服装・言語などの諸側面において“番化(生蕃に同化する)”とも称すべき文化的変容が確認されることがあった*1。

かくして名称は知られながらも、実態がほとんど不明であった番割の具体像は次第に明らかになりつつある。しかし史料上の制約からいまだ不十分である部分が少なくないのも確かであろう。筆者はさきの二つの論攷を執筆した後、若干の史料を閲覧するなかで、番割に関してさらに幾つかの記載があることに気づいた。これらも番割に対する理解を急速に深化させるものでないが、より多くの具体的事例を集めて検討を加え、番割の具体像をより豊かなものにしておくことが重要であると考えている。本稿の副題に再考の語を含む所以はここにある。

以下、まず第一節では、前稿で検討した、道光6年9月の淡水庁三湾で発生した閩粵械闘に関する一件を事例として、新たに見出した史料を中心に再度分析を加え、清代台湾の番割や対生番政策の具体像について一步深く掘り下げてみたい。第二節では、三湾の事例を相対化し、三湾の事例が特殊なものでないことを再確認するため、同時期ないしそれ以降の番割に関する記載を検討する。そして最後に、三湾の閩粵械闘鎮圧後、設置を認可された「通事」が本当に機能していたか否かを確認し、その後の対生番対策がどのように推移していったかについて簡単な分析を行うことにしたい。「通事」に関して、筆者はこれまで特に言及することはなかったが、若干の先行研究が存在する。かかる点については第三節において詳述するので参照していただきたい。

一、道光6年黄斗乃の閩粵械闘再考

道光6年(1826)に発生した閩粵械闘、そこで重要な役割を果たしていた黄斗乃・黄武二・鄒阿壬・徐阿来・温阿馨など、淡水庁中港堡三湾庄(現苗栗県三湾郷)に盤踞した「著名番割」

*1 拙稿「清代台湾の「番割」と漢・番関係」(『NUCB JOURNAL OF LANGUAGE CULTURE AND COMMUNICATION』612、2004年)、同「19世紀台湾の閩粵械闘からみた「番割」と漢・番の境界」(『東洋史研究』68—4、2010年)。

については、すでに詳細な検討を加えたことがある。かれら番割は生番との間により緊密な関係を築き上げるなかで番語を習得し、生番の女性を妻として、さらに「散髪・改装」と表現されるように、ヘアスタイル（髪型）・服装のほか、生活場所までも変えていく場合が見られた。番割の「越境」には漢地から番地へという地理的な越境のみならず、ヘアスタイルや服装など様々な文化的習俗の側面における越境——かかる番割の身体的変容を「番化」と呼ぶことにした——もあったことが確認できた。この閩粵械闘は主に檔案史料に依拠しつつ明らかにしてきたが、その後、さらに閩浙総督・孫爾準の『孫文靖公奏牘稿本』奏摺中に、道光6年9月「為拿獲内山著名番割並三湾械闘匪徒分別審辦事」の記載があることに気づいた。ここではそれを以下に引用し、孫爾準の当該事件に関する考え方を読み取ってみたい。

近頃しばしば民人のなかに番地へと入り、寮を建てて開墾している者がある。そのうち番語を身につけた者は、生番と往来し、交易に利益を見出し、さらに内山に入り番女を娶って妻となし、関係に頼って番地の土地を耕作し、巧みに財産を入手して、俗に番割と謂われている。これらの奸徒は往々にして「散髪・改装」し、生番を引き連れて、こっそり内山を出て略奪を行うが、被害者は生番が兇悍なのを恐れ、また番割が報復することを考慮して、概ね耐えて我慢し、敢えて官憲に告発しない。このたびの械闘も粵人のなかに番割と結託し、生番を率いて内山を出て加勢し、大いに地方の害悪となっている……。ただちに將領を派遣し路を分けて内山に入らせ、逃犯陳觀隴ら二〇餘人を捕縛した。……番割林大蛮すなわち張大蛮、張振發の二名は逮捕のうわさを聞いて自首し、黄斗乃・黄武二・鄒阿壬・徐阿来・温阿馨らがみな内山の著名番割であり、黄斗乃の仲間は数十人あって、とても凶暴であると話した。

ここには①番割は漢人と考えられ、番地に入って寮を建てて居住・開墾している、②番語に精通して生番と往来し、生番と交易を行っている、③番婦を娶って耕作している、④しばしば「散髪・改装」するなど、漢人の風習を捨て去り、「番化」という身体的変容が看取される、⑤陳觀隴、林大蛮（張大蛮）、張振發といった新たな番割の名も確認されるなど、かつて三湾の番割に関して指摘した事柄を再確認できるうえ、さらにやや詳細な情報もたらされている。また黄斗乃らの供述から、孫爾準は以下のように述べている（傍点は引用者による）。

黄斗乃の供述によれば、黄武二・鄒阿壬・黄阿銭・伝阿相・林可成・徐潑頼を邀って界外に私越し、荒埔を開墾し、内山に潜入して「畜髪・改装」した後、生番七〇餘名に内山の番地を占拠・開墾せしめ、外来の匪徒を留めて、しばしば生番とともに内山を出て牛を搶わせた、と。……また黄武二・鄒阿壬・温阿馨ら三犯はともに内山に入って「畜髪」し、生番を連れて牛を搶ったと供述した。黄阿銭・林阿成・伝阿相は、すでに死亡した徐潑頼と、黄斗乃に従って内山に入り開墾した。……また黄阿番・徐阿来・朱阿幅の三犯は内山に入ったが、なお「畜髪」せず、生番を連れて番地を出て牛を搶ったと供述した。……林大蛮と張振發の二犯は内山にこっそり入り番割となり、生番を連れて内山を出て、二回にわたって牛を搶った。……臣が繰り返し黄斗乃らを尋問したところ、実は生番の性格は愚鈍・無知で騙されやすい、と僉な称した。該匪らは番語に通曉し、内山に入って「為番（生番＝化外の民）」となり、それによって番貨を売買し、荒地を耕作した。……この時三湾一帯の内山の番割は一掃された。

この部分にも番地に入って生番と関係を有していた漢人が多数登場している。黄武二・鄒阿壬・黄阿銭・伝阿相・林可成・徐潑頼の六名は「畜髪・改装」、温阿馨は「改装」、黄阿番・徐阿来・

朱阿幅の三名は「畜髮」せず、と各人によって所謂「番化」の程度には差が生じているものの、何らかの方法で番地に入り生番と関係を有している点で変わらない。しかも生番を連れて行く強奪が「搶牛」とされ、内山に居住する彼らにとって牛が重要な存在であったことを示唆しよう。また林大蛮・張振発の2名は番割となったと特記している。わざわざ「畜髮・改装」した黄武二らとの相異点があったと仮定すれば、それは生番の婦女を娶ったか否かに存するのではなからうか。

さらに興味深いのは、孫爾準が黄斗乃らを「入山為番」と表現していることである。漢人でありながら、番地たる内山に入り番語に精通して「畜髮・改装」し、場合によっては生番の婦女を娶った黄斗乃らは、まさに「為番」した、すなわち化外の民となつたのであり、彼らの容姿のみならず、存在そのものがすでに中華の民ではなくなっていたと見なされている点は極めて面白い。「番」が中華に入ることを前提としていた孫爾準ら官僚にとって、かかる事態は驚くべき現象であつたに相違ない。

こうした考えを抱いていた孫爾準は、如何なる判断・方法で今回の閩粵械闘を解決しようとしたか。この問題は前稿でも検討したが、ここではまず黄斗乃ら番割に対する処罰から見ていくことにしよう。

調べたところ、台湾には歴代生番を率いて強奪する番割があり、これらは均しく乾隆56年(1791)の彭貴生の一犯に照らして諭旨を奉じ、ただちに斬刑に処してきた。黄斗乃らは敢えて内山に入り「畜髮・改装」し、甘んじて「化外」となつた。……黄斗乃の一犯は「殺一家三命」に照らし凌遲処死とする。……以上、黄武二ら六犯(鄒阿壬・温阿馨・黄阿番・徐阿来・朱阿幅)はみな乾隆56年の彭貴生の例に照らして斬刑・立決とする。ここでは興味深いのは、第一に、黄斗乃らが内山に入り「畜髮・改装」したことを「化外」となつたと認識していること、第二に、番割の事例として彭貴生なる人物の名が挙がっており、この例を適用して黄武二ら六名を裁いていることであろう。

第一の「化外」はさきに注目した「入山為番」を言い換えたものであり、まさに中華の民が化外に入ったことを意味している。黄武二らの「番化」——特に番女を娶り、番語に精通し、「畜髮・改装」していたこと——が問題視されていたことは明白である。

第二の彭貴生であるが、乾隆56年(1791)の彭貴生の事件は、『乾隆朝上諭檔』所載の、乾隆帝が大学士阿桂、大学士伯和、協辦大学士・両広総督福康安、駐蔵大臣都統奎林、福建水師提督兼台湾鎮総兵哈当阿に10月初5日に下した上諭に見えるにすぎない。ゆえに事件の仔細は判明せぬが、彭貴生が不仲であった淡水庁三角湧(現台北県三峡鎮)の泉州人たちを、生番の暴力を借りて——三角湧付近ならばタイヤル(泰雅)族の可能性が高い——殺害しようと企図したが、さきに官憲側に察知され逮捕、未遂に終わったことが判明する。以下に諭旨のうち重要な部分を訳出してみよう。

奎林らは、生蕃を誘い出して事を起こそうとした匪徒を逮捕し、事実を確定し擬罪せんとする一奏摺を提出した。該犯彭貴生は泉州人と不仲であったため、生番を内山から誘い出し、[泉州人を]殺害せんとし、怨みを晴らそうとした。これは重大な事柄であり、現在すでに犯人を逮捕し手紙を搜出したから、大事には至らなかったが、もしこの手紙が頑迷無知な生番の手に届き、内山を出て三角湧莊の泉州人を殺害したならば、さらにとんでもない事態を惹起したであろう。どうして不問に付すことができようか、[大事ともなれば]必ずや生番に痛撃を加えて殺戮することにならう。……これらの犯人はすでに逮捕したから

には、実情を審理して明らかにし、ただちに処刑して懲らしめる必要がある。ところが、奎林は「請旨」に拘泥するなど不可解であり、いわんや彼（哈当阿）は台湾総兵に着任して以来、台湾に強奪・闘殺した者、不法の匪徒があれば、審理の後ただちに処刑する場合が少なくなく、……これらの生番を率いて怨みを晴らそうとした犯罪についてのみ、かえって「王命」を請い処刑しようとしなないことがあろうか。

筆者がかつて紹介した、雍正7年（1729）の巡視台湾吏科掌印給事中赫碩色・巡視台湾兼理学政監察御史夏之芳、乾隆9年（1744）の福建布政使高山の奏摺のなかで、番割らしき人物について初めて言及がなされていた²。そこでは番割の語こそ用いぬものの、「漢奸」のなかに番語を学んで、生番の女を娶り、生番と親戚関係を結んで、生番の居住区域内に住んでいる者の存在があったことが指摘される。しかしこれらと決定的に異なり重要であるのは、これらが漢人のいわば「化外」の世界への侵入を述べるのに対し、彭貴生の事例は「化外」の生番を己の私利私欲のために、いわば中華の世界へと導き入れ、中華の臣民たる泉州人を殺害せんと企んだことであろう。

彭貴生の事例でも番割の語は用いられていない。しかし右に見た如く、道光6年の黄斗乃・黄武二ら三湾の番割を処刑する際に引き当てられているから、彭貴生も番割と見なされていたと考えて誤りなからう。また同上論の末尾には「その未獲の饒阿俊・黄管」との記述も見え、彼らも彭貴生と同じく番割であったと推測される（彭貴生が捕縛された時、所持していた書信の内容は饒阿俊・黄管らの番割のような役割を果たしていた人間の手を通して生番に助力するよう求めたものであったのではないかと筆者は推測している）。

そしてこの上諭で乾隆帝が最も不可解と見なしているのは、彭貴生捕縛後の駐藏大臣都統奎林と台湾総兵哈当阿の行動である。普段、搶奪・闘殺・不法匪徒などの事件が発生した場合、台湾の荒々しい風俗を改めるとして自ら立決（刑の即時執行）を行ってきた奎林・哈当阿が、生番を引き入れ殺人させようとした重大事件に関わる犯人もかかわらず、彭貴生に限って「王命」を請うて刑を執行しようとしなない点であった。「王命」とは正式の裁判手続きをへず、死刑を即時執行することである³。乾隆帝に見える、番割に対するかくも厳しい態度・処分は、刑の執行手続きにも表現されており、かつ「化外」の生番を中華の世界へ引き入れ、騷擾を起こすことに事の凶悪性を読みとっていたことを示唆しよう。番割が生番と手を結んで中華に引き入れ、中華の秩序を乱すことに重大な危機感を感じずにはいられなかったのであり、これまで考えられていた以上に、かかる事態は中華皇帝たる乾隆帝にとって重大性を帯びて認識されていた可能性がある。

最後に、『孫文靖公奏牘稿本』に見える、械闘以前に番割を通じて取引されていた、漢人・生番間の交易品を紹介しておく、「また查べたところ、生番は内山の鹿皮・風籐⁴・木耳・通草⁵などの物を、塩・茶・煙・布と交換しており、皆な日用必需品で、勢い一概には禁止しが

² 前掲拙稿「清代台湾の「番割」と漢・番関係」、86～87頁。

³ 王命に関しては、鈴木秀光「恭請王命考——清代死刑裁判における「権宜」と「定例」」（『法制史研究』53、2003年、47～80頁）の専論がある。

⁴ 丁紹儀『東瀛識略』台湾物産（道光年間）には「風藤、北路の内山に産出する。形状は他の藤と異なり、太く粗い者は子供の臂ほど、細い者は一寸餘り（約3センチ）」と見える。

⁵ 通草（蘆草）は主に人造花や薬材として用いられた。台湾では通草の産地は主に原住民（生番）の居住地域内にあった。曾立維「日治時期台湾的蘆草産業——以新竹地区為探討中心——」（『政大史粹』7、2004年）を参照。

たいものがある」とあり、交易品目を記すとともに、かかる交易が日常的な生活用品を交換するものであるから、にわかには禁じがたいとする。ゆえに「嘉義県阿里社の例に照らして、誠実で分別をわきまえ、番語に精通した人を選んで正・副通事に充て、また生番中のやや事理に明るい者を選んで正・副土目に充て、定期的に隘口で交易させ、平時には勝手に往来するのを許さず、もし再び狡猾な者が禁令に違つて内山に入り、生番と結託して騷擾を起こしたならば、ただちに逮捕し重罪によって処罰し、少しもゆるめてはならぬ」として漢人側から正・副通事を、生番側から正・副土目を選び、定期的な交易を許している。交易を官の管理下に入れることで番割が漢人・生番間に介在するのを防ごうとしたのであろう。かかる点は前稿においても若干触れた*6。これが実際に実行されたか否かは確認の必要がある。この問題は第三節にゆずることとし、次節では、さきに番割に関する他の記載を検討し、三湾の閩粵械闘を相対化するとともに、さらに番割の実態についてももう少し詳細に描出してみたい。

二、番割に関する他の記載

前節で取り上げた孫爾準はさきに検討した文章とは別に「報台湾淡水番割危害情事片」（道光6年9月初2日）*7と題した、番割の危害を指摘する文章を書き残している。

また台湾にはいつも番語に通曉した人があって、内山の生番との貿易で利益を貪り、その後、狡猾な者は遂に内山に逃亡し、謀って番婦を娶り、俗に番割と呼ばれている。〔通婚による〕関係に頼って土地を開墾・耕作し、巧みに彼らの財産を奪う。生番の性格は愚鈍なので、〔番割の〕誘惑を受け、しばらくすると〔番割の〕言うとおりになってしまう。竹塹から六〇餘里（約36キロ）の地点に三湾という場所があり、なかでも内山には近頃番割が盤踞したり、罪案を犯した匪徒が、政府の追及が急なため、番割と通じて、内山を逃亡の場所とし、往々にして生番を糾合して強奪を行ったりしている。このたびの械闘でも粵人が番割と結託し、生番数十人を率いて内山を出て助力し、大いに地方の害となっており、すみやかにこれらを除かねばならない。

文章から見ると、孫爾準は番割の問題を三湾および今回の械闘のみの事として捉えておらず、一般的に台湾の山岳地帯に見出される現象として見なしていたように思われる。また内山が番割の活動拠点となるのみならず、匪徒の隠れ家的な存在となっており、番割の問題はそれのみでは収まらぬ治安上の重大な問題と考えられていた。

つぎに道光18年（1838）閏4月初6日に浙江道監察御史郭柏蔭が上奏した「為條陳台湾情形仰祈聖鑑事」*8の記事を検討してみよう。

一つ、漢人と生番との間の界限は厳しく取締る必要がある。台湾の四つの県は、東側は俱べて番界と接しており、県域に隣接し言語が通ずる者があるが、これを熟番と謂う。……熟番のほかには生番がいる。生番は漢人と素より交渉が無く、また不和も無く、たとえ貿易往來があつても、均な熟番を仲介としてきた。近頃、一種の漢奸があり、名づけて番割という。始めは熟番の界内にこっそり入り、煽り誘って利益を貪り、漸くして生番を引き

*6 前掲拙稿「一九世紀台湾の閩粵械闘からみた「番割」と漢・番の境界」、64～66頁。

*7 孫爾準『孫文靖公奏牘稿本』。

*8 台湾、故宮博物院蔵、道光朝月摺檔。

連れ内山を出て焼討ち・強奪したり、私怨を晴らしたりした。漢人は害を受けながらも、どうしようもなかった。たとえ官府に控訴しようとも、ただ生番が凶暴であることを知るだけで、番割が陰かに操り、実は事件の張本人であることを知らないのである。査べに拠れば、これらの奸民は出沒常ならず、頗る防備し難いとのことである。

漢人と生番との間に熟番があって仲介者としての役割を果たしていたという郭柏蔭の見解の根底には、かつて柯志明氏が指摘した如く、生番と漢人との間に熟番を移住させたという清朝国家の族群隔離政策（隘番制）があると判断できる。特に乾隆中期以降、漢人と生番との間に熟番を配置するとともに、官府が熟番の地権を承認・保障する——熟番に生番を隔離させると同時に、日々拡張する漢人の勢力が台湾東部に及ばせないようにする——ことで、漢人と生番が直接接合できないようにした。清朝国家は熟番との間に同盟関係を結ぶことで、台湾の3つの族群のなかで相対的に強大な漢人の勢力を抑えようとしたのだという*9。

しかしかくして清朝の主導によって構築されたバランス関係は、漢人のなかに登場した番割によって掘り崩されていった。そもそも漢人の勢力が東部の生番に及ぶのを恐れた清朝は、漢人・生番両者の中間に熟番を配置したわけだが、熟番・生番へと侵入していく番割によって、もろくも形骸化されていってしまう。かかる点はすでに検討した道光6年の三湾の閩粵械闘に明白に看取される。

然りとすれば、郭柏蔭の見解は雍正・乾隆期以降、台湾赴任経験のない官僚にとって一般的なものであったかもしれぬが、道光18年時点ではあまりに現地の状況に疎いと言わざるを得ないであろう。強いて積極的な意義を見出すとすれば、道光6年の事例が三湾に特殊なものではなく、台湾の四県すべてに同様の状況が見られることを指摘している点であろうか。

続いて同治12年（1873）に発生した牡丹社事件*10を受けて、日本全権辦理大臣参議兼内務卿であった大久保利通が軍機処宛に提出した質問書の内容を分析してみたい。その質問書「照録日本大久保附送節略」*11には、以下のような記述が見える。

『淡水庁志』に引用されている鄧伝安「紀番俗」には、以下のように語られている。〔清朝に対して〕納税（輸餉）している社は、歸化番であり、納税しようしない社は、野番である。生番はどのようにして納税できるか、惟だ社丁のみが賤社ほくによって得られた利益〔から一部を〕、官府に納税するのである。危険を冒し利益に趨き、野番と交易する番割に対して、官府は何も問わない、と。この二つ（『台湾府志』と『淡水庁志』）に拠れば、〔それらは〕本大臣（私）が言うところ（すべての番地に清朝の支配が及んでいない）と相符しており、貴王大臣（福建巡撫王凱泰）は生番が服属していることを証明するのに、毎に府志を援用して「輸餉」（納税）に言及するが、しかし府志などに記されているのは、上述のとおりであり、府志も〔王凱泰のいう〕証拠とするに足るか否かは疑問であろう。

*9 柯志明『番頭家——清代台湾族群政治与熟番地権』（中央研究院社会学研究所、2001年）、52～61頁。

*10 牡丹社事件に関しては、さしあたり林呈蓉『牡丹社事件的真相』（博揚文化事業有限公司、2006年）、華阿財「『牡丹社事件』についての私見」（『台湾原住民研究』10号、2006年）、拙稿「台湾事件と漢番交易の仲介者——双溪口の人々のまなざし」（加藤雄三他編『東アジア内海世界の交流史——周縁地域における社会制度の形成』、人文書院、2008年、所収）を参照。

*11 台湾、故宫博物院蔵、軍機処檔摺件。なお同文章には「8月17日」の文字が見えるのみで、何年かが記されていない。しかし内容から見て台湾出兵直後に執筆されたと考えられるから、同治13年（1874）に書かれたと推定される。

上の史料中に見える鄧伝安「紀番俗」の記事は、かつて拙稿中でも検討したものである^{*12}。ここで注目したいのは台湾出兵に関わって、番地全域に清朝の支配が及んでいるか否かを問う際、番割や社丁など仲介者の存在が日本側から指摘され、清朝の直接的な支配が及んでいない根拠とされている点である。福建巡撫王凱泰は「輸餉」を実効支配の証左としようとしたと考えられるが、帰化番として社丁^{*13}の利益から一部が納入されているに過ぎぬうえ、番割に至っては全く管轄外にある状態だったことが、逆に実効支配を否定する証拠とされている。大久保が番割の存在に着目しつつ、清朝の支配に疑問を投げかけている点は極めて興味深い。

さらに、この大久保の質問書を受けて、同年9月19日、辦理台湾等処海防兼理各国事務沈葆楨らが対生番政策の積極的な推進を提起しつつ、次のように述べている^{*14}。

(台湾の)北路であれば、未だ全く開墾されておらず、各社の言語は互いに異なり、官府は各社の状況に通じようがないため、通事に委ねざるを得ない。そもそも通事とは、以前に生番を欺くことで利益をなし、番割と号した。生番は長い間欺かれてきても、訴えるところが無く、非常に憤慨し、時として漢人を殺害することで報う。ゆえに通事も番社に入るのを危惧している。規模の小さな番社については、通事ですら熟知していない。

後に「開山撫番」政策を主導した沈葆楨の認識では、やはり生番は官府の直接的な実効支配の下になく、生番との接触は通事＝番割——ここにいう通事は官府から正式に任命された者と異なり、“往来のある者”ほどの意味であろう——に委ねざるを得ない状況にあった。すなわち沈葆楨の脳裏にも生番といえば番割というほど、番割の生番への浸透が強く意識されており、しかも番割に対する印象は頗る悪いものであったといえよう。筆者はかつて清末には番割を積極的に登用することで、番地への官府の実効支配の浸透を図ることになったことを指摘したが^{*15}、沈葆楨はむしろ彼らを排除しようとしていたと推測される。たとえば、沈葆楨は台湾北路提督の羅大春への手紙のなかで以下のように語っている^{*16}。

番割が生番を欺き、生番は番割を殺すことでこれに報いる。〔ゆえに生番を〕招撫するのに〔番割の〕力を得ることは期待し難い。誠にあなたがおっしゃるとおりでございます。私の考えでは、〔生番を〕招撫することは今なお空談に属し、むしろ〔番社につながる〕道路の開拓の方が实际的であり、一步進んで、一步困難に出会うものの、僅かながらでも進めていけば、日々効果を現すことになりましょう。礪堡を建設してこれを根拠地とすれば、凶悪な生番も猛威を逞しくしようがなくなり、移住してくる人々が多くなれば、番割もその技を施しようがなくなるでしょう。

沈葆楨は番割を利用した生番の招撫ではなく、明らかに生番の居住する番地＝未開地にまで道路を開通させ、移住民を増やし、開墾を積極的に奨励することで、生番を開明させると同時に、番割の無力化を図っている。沈葆楨にとって番割は、道路の開通など番地の開発を推進していけば、自然消滅的に無くなっていく存在に過ぎなかった。

^{*12} 前掲拙稿「清代台湾の「番割」と漢・番関係」、84～85頁。

^{*13} 社丁については前掲拙稿「清代台湾の「番割」と漢・番関係」、95頁、註(8)を参照。

^{*14} 辦理台湾等処海防兼理各国事務沈葆楨等「為准粵諸軍陸續到防南北開山恩威並用恭摺馳陳仰祈聖鑑事」、台湾、故宫博物院藏、軍機處檔摺件。

^{*15} 前掲拙稿「一九世紀台湾の閩粵械闘からみた「番割」と漢・番の境界」、78～81頁。

^{*16} 『沈文肅公牘』「致羅景山軍門(羅大春)」(同治13年)。また『籌辦夷務始末』、辦理台湾等処海防大臣沈葆楨「為奏明台湾近日情形並准軍到台事」にも同様の記載が見られる。

最後に、光緒元年（1875）から始まった「開山撫番^{*17}」のなかで、番割は如何に位置づけられたであろうか。たとえば、台湾道夏獻綸が制定した「撫番善後章程二十一條」（光緒2年5月22日）には、次のような条項が確認される^{*18}。

一つ、すべて生番（帰化番）と漢人の交易を准された所では、県城や市鎮を問わず、「墟市（市場）」に専門的に公局を設け、その近くで公正な紳士（地方エリート）を選挙して〔公局の〕運営を委ねる（後略）。

一つ、すべて生番と交易する物件については、統一した章程を酌定し、番割の関与を許さず、よって〔番割の〕独占を免れ、公平を明らかにする。

この章程では生番が帰化してからの交易についても条項を設けており、専門的な機関として公局を設けるとともに、選出された地方エリートに運営に参加させ、一方で番割の関与を警戒し排除しようとしている。「開山撫番」における番割の評価には、前稿でも論じたことを加味すれば、積極的な登用から完全な排除まで、様々な状況を想定できるが、番割が従来対生番の交易上において重要な役割を果たしてきたことは間違いない。さすればこそ章程ではこれに敏感に反応し、その排除を明確に記したものと推定される。

以上、清代中期～後期の番割に関する記載を検討してきた。個々の史料は十分には番割に関する情報をもたらしてくれないが、一通り時代順に分析を加えることで、ある程度番割の実態、番割に対する官府の対応とその変遷を明らかにすることができたと思う。そうしたなかにおいて、やはり重要なのは番割の対生番交易上に果たした役割であろう。前節では、三湾における閩粵械闘の鎮圧を契機として、番割を排除し、漢人側から正・副通事を、生番側から正・副土目を選び、定期的な交易を許すとしていた。では、実際のところ械闘鎮圧後の三湾はどのように変化したであろうか。次節で検討することにしよう。

三、「番割」から「通事」へ

閩粵械闘鎮圧後の三湾の状況に関しては、台湾大学から出版されつつある『淡新檔案』のなかに関連記事を見出すことができる。たとえば「中港三湾総理林梅二・彭朝宝等為懇請給戮飭充以專責成以靖地方事」^{*19}には次のように記されている。

具稟する。中港総理林梅二、三湾総理彭朝宝、墾戸温灶生、董事邱清泉、職員張肇基、監生張作哲、庄正黄兆麟、庄耆徐慶陞らは、戮記を給与して〔通事を改めて〕任命し、責任の所在を明らかにし、地方を安定させんことを懇願する。三湾では道光6年に孫爾準の奏定によって、内に通事一名を設け、生番を安撫し、外に屯弁一名を設け、隘丁を督して防御させた。安撫・防守ともに行われ、法は至善を尽している。該処の南埔・北埔居民は、よい関係にあった□□□と……遠くなく、悉く皆な平和無事に過ごしてきた。たとえ外か

^{*17} 「開山撫番」に関する研究は多数存在するが、さしあたり李国祁「清季台湾的政治近代化——開山撫番与建省（1875—1894）」（『中華文化復興月刊』8—12、1975年）、潘繼道「晚清「開山撫番」与台湾後山太魯閣族群勢力之變遷」（『史耕』9、2003年）、李宜憲「大港口事件：晚清国家体制与原住民部落的衝突」（『東台湾研究』10、2005年）を参照。

^{*18} 台湾銀行經濟研究室編『劉銘伝撫台前後檔案』、276—1。

^{*19} 台湾大学編『淡新檔案』行政、撫墾、17103・1、「中港・三湾総理林梅二・彭朝宝等為懇請給戮飭充、以專責成以靖地方事」。

ら来た凶暴な生番□□□侵害しようとも、関係のよい生番から□□□が伝えられ……防御することができた。ゆえに三湾は一日たりとも通事なしではいけないのである。〔しかし〕ここへきて通事が……刺殺され、すでに具稟し報告されている。現在すでによい関係にある生番との間に〔通事のような仲介者が〕無く……塩・米・布疋などを生番と交易できなくなったため、毎日〔生番は〕山から出て交易を求め、附近の住民は皆な恐れおののいている。〔林〕梅〔二〕らはこうした状況を目撃し、誠に……、耕す者が土地を放棄するのを恐れ、さらに通事が無ければ稽查〔できず〕……、内山に潜入して生番を連れ出して事を起こせば、地方の被害は堪え難いものとなりましょう。そこで業主と佃戸が合議して、ここに林安頼一名を挙げて〔推薦する〕。〔彼は〕番語を熟知し、家族が有り家屋を有し、年長で身体が丈夫で、もともと分に安んじて耕作する者であり、通事のポストの適任者である。しかし下々の居民から〔通事を〕推薦できるか否か、同知にお伺いし、連名でお願いいたします。伏して大老爺（淡水庁同知）が速やかに戳記を給与し〔通事に〕任命され、責任の所在を明確にし、地方が安堵を得られ、淡水全域の人々が恩恵を受けられますよう、切にお願い申し上げます。保結状一紙を添付いたします。道光28年(1848)11月初8日、具稟する。

【批】具稟に拠れば、林安頼は番語に通曉し、該処の通事に堪えうるであろう。〔ただし林安頼〕が適任か否かは呼出・調査するまで候て。

上の具稟から以下の諸点が判明する。第一に、道光6年以来、三湾には通事一名が設けられていた。孫爾準の提案は裁可され（正・副通事二名ではないものの）、実行に移されていたことがわかる。しかも通事存在が極めて重要であったことは「三湾は一日たりとも通事なしではいけないのである」との語からも十分に読みとれよう。また屯弁一名（たぶん熟番であろう）も設けられ、隘丁を率いて平時から防備にあたっていた。第二に、詳細は判明せぬが、何らかの理由でその通事が刺殺され、三湾の地域社会は混乱に陥っている。生番との交易上の仲介者の役割を果たしていた通事が無くなったため、塩・米・布疋などを入手できなくなった生番が山から出てきて強く交易を求め、逆に漢人住民は恐れて耕作を放棄せざるを得ない状況にまで達している。漢人側・生番側双方にとって通事が不可欠であったことが窺い知れる。第三に、業主と佃戸との合議の結果、新通事に推薦された林安頼なる人物は、番語に通曉しており、以前から何らかのかたちで生番との間に関係を有していた人物が通事に推薦されていた。第四に、三湾・中港の総理など地域社会の住民から通事を推薦すること自体が特別の事と考えられているから、従来御上から任命される通事とは性格上大いに異なっていたことが推測される。一般に通事は生番ではなく熟番を対象として設けられ、官府による命令を伝達したり徴税を行ったりする役割を果たしていたからである^{*20}。ここに見られる通事は明らかに生番との交易が重要な仕事の一部となっており、特殊な状況にあるといっても過言ではあるまい。

この時、附して提出された「保結状」も『淡新檔案』に見える^{*21}。

ここに保結状を記して提出する。総理彭朝宝・林梅二らは現在の太老爺（淡水庁同知黄開

^{*20} 通事に関する研究には、尹章義「台湾北部拓墾初期「通事」所扮演之角色及其功能」（『台湾文献直字』59・60合併号、1982年）、林丁国「清代台湾通事概述」（『台湾歴史学会会訊』11、2000年）、李宜憲「部落伝説的創造与転型：論「林東涯伝説」之流变」（『台湾人類学刊』3—2、2005年）、詹素娟「双重辺縁下的族群角色——以清末至日治初期宜蘭叭哩沙辺区熟番為例」（『台湾文献』56—4、2005年）などがある。

^{*21} 台湾大学編『淡新檔案』行政、撫墾、17103・2、保結状。

基^{*22})の御前において林安頼一名をば三湾通事に充て、生番を和撫し、謹んで公を重んじ法を遵守し、誤り無きことを保証いたします。もし公を重んぜぬ等の事があれば、惟だ〔彭朝〕宝らを問責ください。ここに合議して保結状を提出すること、間違いございません。道光28年11月□日、保結状を記す。

総理彭朝宝・林梅二らは「保結状」を提出し、新通事として林安頼を推薦するとともに、その人物の保証まで行っている。これは林安頼を連帯保証することで、対生番の交渉の窓口を設けたいという地域社会の切実な願いを示唆しているように思われる。

さらにその後、庄正黄兆麟と林安頼が淡水庁同知黄開基の呼出を受けたこともわかる^{*23}。

林安頼の供述に拠れば、年齢は六八歳、鎮平県人、台湾に来て三〇年以上、銅鑼湾庄に住んでいます。息子は五人あり、すでに四人が嫁を娶り、また孫もいます。ただ一人の息子は未婚で、農業で生計を立てています。わたくしは今、紳衿・庄正らにより三湾通事に推挙されましたが、真面目に取り組み、漢人と生番を和睦させ、決して怠り公事を誤るようなことは致しません。ここに通事となることを准し、恩を施してくださるよう求めます、と。庄正黄兆麟の供述に拠れば、この林安頼は事を処理するのに公平かつ慎重であり、三湾通事に適任であります。ここにわたくしたちは合議して保証・推挙し、〔林安頼を通事に〕登用し戳記を賜り、謹んで公を重んじ法を遵守させるよう求めます。もし怠り誤りを犯せば、惟だわれわれ保証人を問責ください、と。

以上、道光29年2月初6日の供述。

〔堂論〕林安頼をば三湾通事に充てるのを准し、即ちに戳記を与えて公務に就かせる。該通事は真面目に公務に務めるべきで、慎んで後に怠たることがないように。もし怠けて誤りを犯せば、即ちに保証人の黄兆麟を問責する。よく慎むように。

林安頼は六八歳であり意外と高齢の人物が選ばれている。鎮平県は広東省嘉応州の客家県として有名なところであるから、林安頼も客家人であると判断して誤りあるまい。一般に台湾に移住してきた客家人が山岳地帯に沿った地域に居住し、生番・熟番と関係を結ぶことが閩人より多いといわれるが、まさにそれに符合した事例といえよう。庄正黄兆麟が直接的な保証人となっているのは、ともに淡水庁後龍堡銅鑼湾庄（現苗栗県銅鑼郷）の住民だからであろう。されば黄兆麟も客家人の可能性が高い。

上の供述から二日後の2月28日、林安頼はようやく戳記を与えられ、正式に通事となったようである。その際に残された同知黄開基の文章から、林安頼に何が期待されたかを再度確認してみよう^{*24}。

照し得たるに、三湾は生番が出没する重要な地で、以前に総督孫〔爾準〕の上奏を奉じて通事を設けたのは、原もと該処が内山に迫り、生番を安撫し、奸民が〔生番を〕率いるのを防ぎ、至る所均な重要なためであり、これは生番を安撫するなかに、百姓を防衛する意図が込められ、法は至善であるといえる。前通事の鍾継生が物故すると、総理林梅二・彭朝宝・董事邱清泉・庄正黄兆麟らは保結状を揃え、僉な林安頼が三湾の通事に適任である

^{*22} 黄開基は四川省永川県人、道光2年の挙人。道光25年10月～27年3月、道光28年春～咸豊元年（1851）に淡水撫民同知を務めた。

^{*23} 台湾大学編『淡新檔案』行政、撫墾、17103・4、堂論。

^{*24} 台湾大学編『淡新檔案』行政、撫墾、17103・5、「即補府正堂署淡水分府黃為示禁私越番境、以全民命而杜番衅事」。

と推挙した。同知が呼出・調査して准し〔通事に〕充て、戳記を發給し、命じて生番を安撫させ、定期的に交界の隘口において日用の油・塩・布疋などの物を備え、生番と交換させ、うまく安撫させるほか、附近の奸徒がなお番割を名乗り、〔生番を〕率いて騷擾を惹起するのを恐れ、お触れを出して嚴禁する。……三湾一帶の生番は、いま通事の林安頼に命じて安撫させる事となった、……^た惟だ兇番のみは荒々しい性格で馴らすのは難しく、貪欲かつ粗暴で、少しでも欲望を遂げられないと、即ちに肆^しに殺害しようとする、どうして狎^{した}んでつきあい、禍を肇^{ひら}くことができようか。お触れを出して以後、なんじ庄民らは、原もと定めた境界を、互いに遵守し、微々たる利益を貪るために、内山に潜入し、鹿を吊り籐を抽り、自分で禍を招くなかれ。もし不法の番割・奸民が、例に違いてこっそり番界を越え、私かに違禁物を交換し、生番と交易することがあれば、必ずや嚴密に調査・捕縛し、衙門に押送し、法によって嚴究し、決して緩めることはない……、道光29年2月28日。この文章は明らかに三湾地方の住民に向けて同知黄開基が出した御触書である。すなわち前通事鍾繼生の刺殺以来、空席となっていた通事の職に新たに林安頼を着任させたことを宣布すると同時に、やはり番割が再登場することを心配して警告を与えている。すでにかつての番割の役割は通事によって引き継がれたのであり、再び旧に復することは嚴禁であった。また黄開基は同様に林安頼本人にも次のように論している^{*25}。

照し得たるに、三湾地方に通事を設けたのは、前総督孫〔爾準〕が上奏・制定した章程によるのであるが、^{もと}原もと該処が内山に迫り、生番を安撫し、奸民が〔生番を〕率いるのを防ぎ、至る所均な重要なためである。査^みべたところ、通事の鍾繼生が物故したため、ここに総理林梅二・彭朝宝・董事邱清泉・庄正黄兆麟らは僉^みな林安頼を推挙し、三湾通事に適任であるとして、並せて保結状を提出してきた。呼出・調査して准し〔通事に〕充て、御触書を出して〔住民に〕曉諭するほか、戳記を發給すべきである。ここで三湾通事の林安頼に諭して、即ちに〔章程に〕遵照して〔通事の任務を〕継いだ後、必ずや分に安んじて法を守り、生番を安撫し、定期的に〔漢人・生番の〕交界の処で、日用の油・塩・布疋などを備え、生番と交換し、うまく安撫して、例に違いて〔火薬や銃などの〕違禁物を〔生番と〕交易するのを許さない。もし奸民がこっそり内山に入り、私かに生番と違禁物と交換するのを發見すれば、即ちに厳しく逮捕し、衙門まで押送するのを許して、追究・処罰する。該通事は陽に奉じ陰に違ひ、口実に借りて〔生番を〕騷擾し、〔官府の手で〕逮捕し取り調べられることがないようにせよ。……道光29年2月28日。

上の文章が林安頼に向けて出されたことは明白である。刺殺された前通事鍾繼生に代わって生番との交易に中心的な役割を果たし、生番との間で油・塩・布疋などの交換を行うことを許すとともに、火薬や銃などの違禁物を交易しないよう諭している。林安頼に対する戒めはほとんどが交易に関わるものであり、生番との交易を通じた安撫が最も重要な任務の一つであったことを示唆している。

ところで、筆者はかつて鄧伝安の「水沙連紀程」「彰化県界外獅頭社潭中湧現小山記」などの史料を用いて、生番と清朝・番割・社丁との関係について整理したことがある。そこでは以下の二点を指摘した。①社丁は清朝の許可を得て生番と交易する。相手の生番を帰化生番という。交易相手として許可されていない生番は未帰化生番という。②未帰化生番と無許可で交易する

^{*25} 台湾大学編『淡新檔案』行政、撫墾、17103・6、「即補府正堂署淡水分府黃為給發諭戮、以專責成事」。

者、ないしは未帰化生番・漢人商人間の仲介を行う者を番割という^{*26}。ここに登場する生番はいわゆる未帰化生番と考えられるから、この時の整理に従えば、林安頼の事例は通事が番割にとって代わったことを意味する。上述の如く、本来ならば対熟番上に設けられた通事を生番に用いることは極めて異例のことと判断される。もちろん清朝側もそれを認識したうえで行った措置だから、三湾通事と生番の関係は特例として認められたと見なした方がよからう。ところが、林安頼はさらに社丁——帰化生番に準じた措置を意識しているか否かは不明である——を設け、通事と社丁が協力して生番との交易、生番の安撫にあたることを提案する^{*27}。

三湾通事の林安頼は懇いて社丁を設立するのを准していただき、協力して〔生番を〕安撫し、地方を防衛するために具稟する。窃かに〔思うに〕淡水庁三湾ではかつて総督〔孫爾準〕の上奏・制定を受けて、通事を設立し、油・塩・布疋を備えて、定期的に生番と交易させ、うまく和撫し、内山を出て騷擾させてはならぬとした。然ども三湾の沿山一帯の地方は遼闊で、各所で生番地に通じているため、力の及ばぬところがあるのを恐れ、並せてそれぞれ隘を設けて防御させ、さらに官府が繰り返しお触れを出したように、番割・奸民が生番と私かに違禁物を交換するのを厳禁させ、かかる事があれば調査・逮捕すると記録されている。おも惟うに査べたところ、金広福^{*28}が相い連なる砵仔口^{*29}は、以前に新社の番通事の衛成宗が隘を設けて開墾したが、隘糧が不足し、隘丁の防御する者が無く、かつ奸民で毎に刀や武器などの違禁物を持ち、砵仔口から内山に潜入し、私かに生番と交易したので、生番がしばしば内山を出て庄民を殺害した。ここに砵仔口附近の業主・佃戸・居民らは、わたくし林安頼と相談し、砵仔口に一つの社寮を建て、社丁一人を設け、協同して〔生番を〕安撫せんと欲し、〔それによって〕一つには生番と和睦し、騷擾を起こすことがなく、二つには奸民を稽查し、内山に入り私かに違禁物を交換し、実に一挙で諸々の改善ができる。現在番語によく通じた呉承宗一人を選んで、社丁と為し、砵仔口に駐屯させ、協力して生番を安撫させれば、〔三湾〕地方には利益があるであろう。第だ官府に未だ具稟して懇願していないため、敢えて勝手に〔社丁を〕設けることはしていない。今まさに具稟して、大老爺（同知）の許可を乞い、施行するようご指示いただきたく懇願致します。道光29年閏4月初1日、具稟する。

【批】該処（砵仔口）に寮を建て社丁を設けて、生番を防ぎ、匪類を捕まえるのに備えるべきか否かは、総理・保正^{*30}・墾戸・業主・佃戸に命じて確実に調査報告させ、復命書を見

^{*26} 前掲拙稿「清代台湾の「番割」と漢・番関係」、85頁。

^{*27} 台湾大学編『淡新檔案』行政、撫墾、17103・7、「具稟」。

^{*28} 道光15年（1835）、粵人の姜秀鑾および閩人の林徳修・周邦正が官府の支持の下、共同で設立した閩粵合資の武装開墾組織（俗に金広福大隘或いは金広福墾号と呼ぶ）である。金広福公館の現在の跡地は当時の拓墾組織營運総部および隘防指揮中心であった。金広福の開墾範囲は今日の北埔郷・宝山郷・峨眉山郷などに及び、清代後期には苗栗南庄、三湾郷一帯にまで拡大した。呉学明『金広福大隘研究』（新竹県立文化中心、2000年）、楊鏡汀「北賽夏族与客家族的互動——以金広福大隘為例」（『新竹文献』12、2002年、64～74頁）を参照。

^{*29} 台湾大学編『淡新檔案』行政、撫墾、17316・1（同治13年〈1874年〉5月16日）によれば、砵仔口は「竹北一保」の砵仔庄（金興庄）にあり、「先頃、通事の衛捷宗らはしばしば開墾しようとしたが成功せず、放棄して荒地となり、生番出没の区となって、〔生番が〕附近の居民をよく騷擾した」という。現在の新竹県横山郷田寮村砵仔にあたる。

^{*30} 戴炎輝『清代台湾之郷治』（聯経出版事業公司、1979年）、19頁によれば、総理・保正（史料中には「総保」と見える）らによって村規などが維持・施行された。管轄内の民に対して裁判および処罰権を有することを官府も黙認していたという。

て決定するのを候ち、にわかに〔社丁を〕私設し、余計な禍を起こしてはならぬ。

当時、三湾のなかには生番地につながる地点が幾つも点在していたと考えられるが、そのうち砵仔口には、新社の番通事衛成宗（竹塹社の熟番タオカス族と推測される^{*31}）が隘と呼ばれる防御施設を設けていたが、すでに機能しておらず、奸民（番割の可能性もある）が違禁物を持って生番と交易していたため、しばしば庄民が殺害されるという事件が発生していた。そこで砵仔口の業主・佃戸・居民と通事林安頼が相談し、社丁を設け、協力して生番との交易や生番の安撫を行うべきだと結論に至っている。社丁に推薦された呉承宗なる人物は漢人である可能性が高いと推測される。ここから明らかなのは通事のみでは生番との関係維持ないし漢・番の境界を管理するには限界があり、社丁もどこまで有用なのかは不明である点であろう。少なくとも官府側が通事に期待していた漢・番間の境界維持は、そもそも通事のみでは不可能なのであり、さらに踏み込めば、官府は番割の対生番への影響力を過小評価していたともいえよう。

かかる点は次の事件からも明白に看取することができる。「兇番による殺害などに関する事。抛けとった陳阿興の呈文には、彼の堂兄嫂（父の兄の息子とその嫁）が生番によって殺害されたのは、通事林安頼らの疏防との由。道光29年8月□日^{*32}」「（淡水庁同知黄開基は）ただちに陳阿興に命じて、生番によって銃殺された彼の堂弟（父方の従弟）の陳尾およびその妻の頼氏の屍体を、速やかに棺に入れて埋葬させる。さらに陳阿興に衙門まで出頭させ給賞（埋葬銀などのようなものか）する。一方で通事林安頼に厳しく諭し、隘首の金福源らに懸念に防御させ、少しでも怠けて咎められることのないよう命じた。……道光29年8月27日^{*33}」。ここには陳阿興の堂兄（或いは堂弟）・嫂（嫁）が生番に殺害（銃殺）される事件が発生したが、それを通事林安頼らの防御の緩みによるものと結論づけ叱責している。もちろん通事林安頼にとって生番の安撫は重大な責務であったが、さりとて現実的にそれを未然に防ぐことも相当の困難を伴ったと想像される。官府側から林安頼に「厳しく諭す」という紋切り型の無力な呻きからも窺えるように、対生番問題は単に公設の一通事による定期的な交易のみで解決できるレベルのものではなかった。

四、おわりに

清代台湾の漢・番交易を中心に理論的な研究を積極的に展開してきた中村勝は、その著書の第一章「清朝期の民番交易とその「公」事化政策——私的交換世界の「公」的社会過程を中心に——」、第二章「日本資本主義の初期「換蕃」政策——撫墾署制下の民蕃交易官制化過程を中心に——」のなかで^{*34}、「自ら山地に出入りして先住民との交渉役に当る私人を「社棍」——蕃社に出入りする「無頼」の徒の義——といい、そのうちでもとくに先住民の言葉に通じる者を「蕃割」、その官設の公人を「通事」などとするのが古文獻中に散見される。要するにこう

^{*31} 李季樺・張炎憲「竹塹社勢力衰退之探討——以衛姓和錢姓為例」（潘英海・詹素娟編『平埔研究論文集』中央研究院台湾史研究所籌備處、1995年）によれば、砵仔庄（金興庄）の開拓史は竹塹社熟番の衛姓一族と深い関係にあった。

^{*32} 台湾大学編『淡新檔案』行政、撫墾、17104、「分府黄一件」。

^{*33} 台湾大学編『淡新檔案』行政、撫墾、17104・2。

^{*34} 中村勝『台湾高地先住民の歴史人類学——清朝・日帝初期統治政策の研究』（緑蔭書房、2003年）、111～158頁、159～244頁。

した事実は、社商、通事、社棍、蕃割などと呼称される多様な仲介者によって広く民番間の交通と交易が発達を遂げていたことを示す」と述べつつ、漢・番交界における私的交換世界の有り様をめぐり、それに対する官制の交易政策が模索されており、遂に清末の光緒期に「開山撫番政策」が実施されると、こうした漢・番の私的交換世界に清朝国家によって正面から具体的な官の力が加えられようとしたという。すなわち清朝期の「公」事化政策の展開から、さらに日治期になると、漢・番交易は撫墾署を通じた官制化が図られたことになる。「要するに、光緒期清朝政府と台湾総督府初期の理蕃上の交易政策に共通な近代化の特質とは民蕃の私的な商品流通と取引活動を公的に規制し」たのである。

ところが、清朝期において、中村の言葉を借りれば、これまで縷々検討を加えてきたように、確かに対生番政策として「通事」を設けることで交易・安撫を統制する「公」事化が進められてきたが、必ずしも成功したとは言い難く、官府側の期待したとおりに事は運ばなかった。また日治期の明治三〇年代初期の台湾総督府の調査によれば、村落を単位に周辺の諸生番との間に私的な和約・盟約・和親契約と呼ばれる、漢・蕃（日本統治期は「蕃」の語が用いられる）間の私的交換世界が根強く残存していた。たとえば、台中県管内の東勢角・水底寮・中科庄などでは、漢人の民庄と周辺の諸生番の蕃社との間に、清朝期より日本統治期に至るまで、繰り返し「和約」が結ばれてきた。「和約」の内容としては、各村落を単位に複数の蕃社を相手に合議を重ねたうえで、詳細な条件が設定されていた^{*35}。

和約条件として庄民より蕃人に約せしもの

- 一、和約地には出草殺人をなさざること
- 二、和約後は例令誤殺とするも、和約地内人民に対しては相当の賠償をすること
- 三、和約地において起れる事件は、大小に拘はらず、必ず通事（引用者注：熟番に設けられた正式な通事とは異なる）を経て交渉談判すること……

蕃人より申込み事項

- 一、和約後と雖、蕃社内に伝染病等あるときは、其病症を伝染せしめたる庄民に対し、相当賠償を申受くべきこと
- 二、和約地民と雖、蕃社附近及蕃地内に於て製腦・伐木・抽籐の作業を為さんとする場合は、さらに通事を経て蕃人に交渉し、承諾を得し上、相当金品を贈りて後、入山着すべきこと（後略）。

このように実に具体的な規定が漢人・生番間で交わされており、そこにおいて通事——ここでは民間自らが選び出した番割のような存在——が重要な役割を果たしている。かかる漢人側の和約の代表者である通事＝番割は、上のような多くの「和約」の事例が存在することからわかるように、彼らは長期的に生番（生蕃）との交易を通して人脈を作り上げていたからこそ、漢・番間の「和約」の交渉の窓口たりえたのであった。

「公」事化から官制化へという中村が描いた流れは、確かに政策上ではそのとおりであったかもしれないが、現実的にいえば、漢・番間には在地の番割（通事）を中核とした私的な人脈関係が根強く残存しており、むしろその方が「和約」等を結ぶ際にも有効な作用を果たしたと考えられるのである。台湾総督府にとっては、かように番地に影響力を有し、あたかも“群雄割拠”の如き状態を呈していた番割を如何に排除していくかが、統治上の重大な課題だったといえよう。

^{*35} 『台湾総督府公文類纂』4678冊6号、「街庄社民ト蕃人トノ和約事項南投、苗栗庁長報告」、明治35年（1902）。